

令和8年度スマート農業推進補助金募集要項

【実施方針】

○目的

農業者の所得向上と持続可能な農業を実現するため、スマート農業技術を活用して超省力、高品質生産を実現するスマート農業の普及を目指す。

本事業における「スマート農業技術」とは、ICT、AI、IoT、ロボット技術、データ連携等を活用し、生産管理の高度化、省力化、労働負担軽減、経営判断の高度化に資する技術をいう。

○内容

農業者が自らの営農に使用する目的で購入するスマート農業機器等に対し、購入費の一部を助成する。

【募集概要】

1. 補助の対象

スマート農業技術を活用し、以下の表のいずれかに当てはまるもの。

①自動運転、作業軽減が図れる技術	・農作業を自動化するロボット ・AI や GPS 等の先端技術を利用し機器の運転アシストを行う技術 ・農作業の軽労化を行う技術
②環境制御が可能な機器	・畑のかん水や田の水管理、園芸施設の温度管理等を行う機器
③センシング、モニタリングなど物理量を判別する技術	・作物や環境等の状況についてデータを管理及び提供する機器
④経営、生産データ管理・活用が可能な機器	・農業経営や生産に関するデータを活用する技術
⑤その他	・ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用し、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減、農業の経営管理の合理化等により農業の生産性向上を図る技術

※②③は、オンラインで双方向的にコミュニケーションの取れる機器に限る。

2. 補助の対象外

以下のいずれかに当てはまるもの。

- (1) 予備バッテリー、予備カセットタンク、ドローン免許取得費、リース導入費、その他オプション、月額使用料等、作業に直接必要と認められないもの

- (2) 暖房機、冷房機、換気扇、遮光資材等のスマート農業システムの根幹を構成していない機器
- (3) 申請者が過去に本補助金の交付を受けて取得した機器
- (4) 本補助金交付申請前にすでに購入した機器
- (5) 国・県の補助事業の対象となるもの

3. 補助対象者

申請時、以下の全てを満たす者であること。

- (1) 田原市内に住所を有する個人又は田原市内に本店所在地を有する法人
- (2) 認定農業者であること
- (3) 田原市地域計画に位置付けられている経営体である者、又は令和8年度中に位置付けられる予定である経営体である者
- (4) 市税の滞納がない者

4. 補助率及び補助限度額

1／3以内 ただし、限度額40万円（千円未満は切捨て）

※申請者が過去に本事業を利用している場合、その補助額を除いた額を補助上限額とする。

5. 募集期間及び提出先

- (1) 募集期間 令和9年1月29日（金）まで
午前9時00分から午後4時30分まで
(予算の範囲内で締め切る場合があります)
- (2) 田原市役所農政課に「田原市スマート農業推進補助金取組計画書」を直接提出

6. 選考方法

書類審査による。

7. 根拠法令等

田原市農水産振興対策事業補助金交付要綱による。

8. 申請・問合せ先

田原市農林水産部農政課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30-1

(田原市役所北庁舎1階)

電話：0531-23-3517

FAX：0531-22-3817

メール：nosei@city.tahara.aichi.jp